

第7 通行の制限又は遮断（法第15条）

1 通行の制限又は遮断

- (1) 動物衛生課と協議の上、家畜保健衛生所は、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係市町村の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- (2) 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- (3) 家畜伝染病予防法施行令（昭和22年政令第235号）第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示等の方法については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

通行の制限・遮断に係る掲示

<h1>進 入 禁 止</h1>	
家畜伝染病(口蹄疫)の発生につき、家畜伝染病予防法第15条の規定により、次のとおり進入を禁止する。	
1 場所	鹿児島県〇〇〇市町〇〇番地
2 規制内容	人、動物及びすべての物品
3 期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時まで
平成〇〇年〇〇月〇〇日	鹿児島県知事 または 〇〇市町村長

第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域）の設定

県畜産課は、農林水産省から本病の患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、家畜等の移動及び家畜集合施設の開催等の制限を行うため、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定し、告示する。制限区域は、原則として、動物衛生課と協議の上、その範囲を設定する。

制限を徹底させるため、地域住民、警察署等の関係者への的確な説明を行い、理解と協力を得た上で、迅速かつ効果的に実施する。

なお、制限区域内又は区域外に関わらず防疫上必要な場合は制限を行うことがある。

制限の対象：生きた家畜、生乳、精液及び受精卵、家畜の死体、排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具（p93）

移動制限：対象物を農場から動かすことができない

搬出制限：対象物を区域から外に出すことができない

（1）移動制限区域（p90）

ア 区域の範囲

（ア）県畜産課は、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（制限の対象：p93）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、病性の判定前であっても本病である可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

（イ）県畜産課は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10kmを越えて移動制限区域を設定する。この場合、県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（2）搬出制限区域（p90）

ア 区域の範囲

（ア）県畜産課は、原則として、発生農場を中心とした半径20km以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。なお、（1）のアの（イ）の場合には、移動制限区域の外縁から10km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（3）家畜市場又はと畜場で発生した場合

県畜産課は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、次の措置を講ずる。

ア 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1km以内の区域につい

て、移動制限区域として設定する。

イ 当該家畜の出荷元の農場を中心として、原則として（１）及び（２）と同様に、制限区域を設定する。

（４）制限区域の設定方法

ア 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

イ 制限区域が隣接県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

ウ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

（ア）制限区域内の家畜の所有者、その他の偶蹄類飼養者、市町村及び関係機関への通知

（イ）報道機関への公表等を通じた広報

（ウ）主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

（５）制限区域設定に係るその他の留意事項

ア 制限区域については、県畜産課はその設定に関し、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要道路にその旨を標示する。

イ 主要幹線道路等に必要な消毒ポイントを設置し、家畜防疫員の指示に基づき飼料運搬車両等の畜産関連車両に対する消毒を実施する。

ウ 県畜産課は制限の履行の監視及び消毒ポイントの円滑な運用を図るため、運送業者へ制限区域を通知し、次の指導事項について協力を要請する。

（ア）畜産関係車両は、制限区域は可能な限り通過しない。

（イ）運搬ルート決定に当たって、必ず消毒ポイントを通過する。

（ウ）制限区域内に飼料を運搬する際には、中継基地を設け、制限区域内専用車両を用いるよう検討する。

エ 農場、と畜場等は関係する車両の運搬ルートや消毒ポイント通過の確認を徹底する。

（６）公共交通機関等

ア 制限区域内に、鉄道、空港、港を含む場合、県対策本部はこれらの施設を管理する者と協議する。

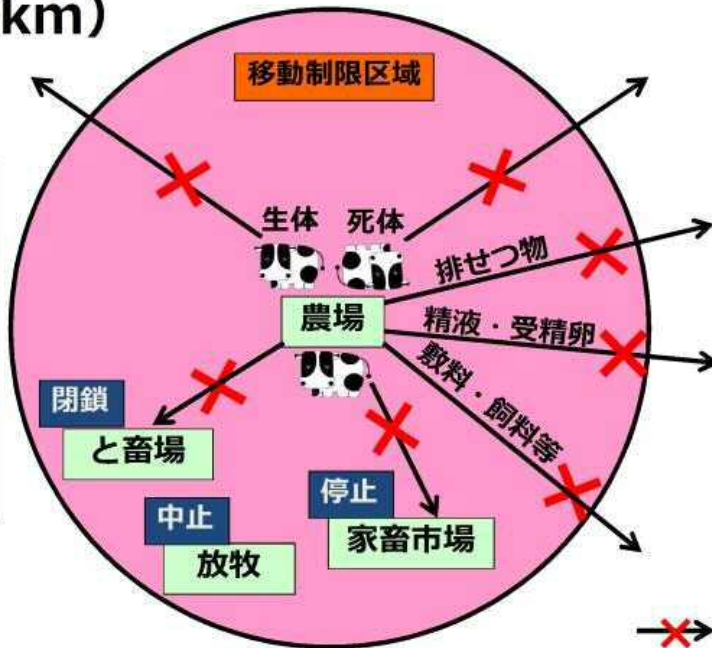
イ 制限区域内を高速道路が横断する場合、県対策本部は区域内に存在する各インターチェンジにおける消毒マットの設置等による車両消毒の実施を高速道路等の道路管理者に要請する。

また、インターチェンジ付近の主要幹線道路上に消毒ポイントを設置し、高速道路へ進入する畜産関係車両の消毒を徹底して行う。

移動制限区域 (半径10km)

➤ 農場等から制限対象物を動かすことはできない

- 制限の対象：
- 家畜
 - 生乳 ※1
 - 精液・受精卵 ※2
 - 家畜の死体
 - 排せつ物等
 - 敷料
 - 飼料
 - 家畜飼養器具
- ※3

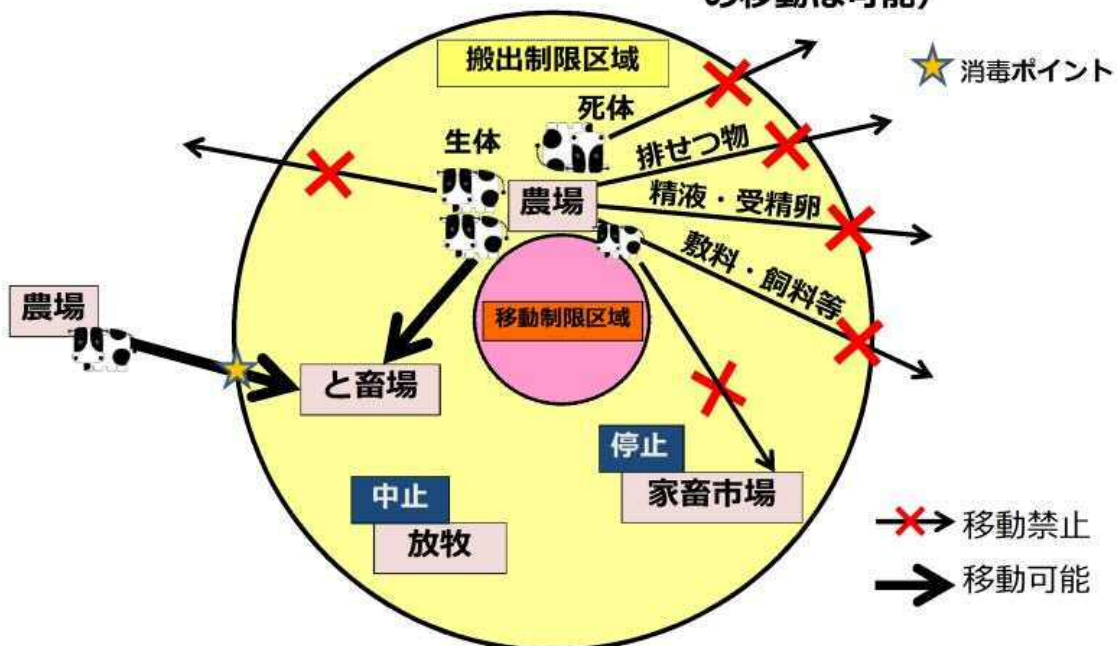


→X→ 移動禁止

- ※1：生乳：発生農場及び発生農場から半径1km以内の区域にある農場で搾乳されたもの（ただし、発生状況確認検査により、陰性が確認された農場は除く）
- ※2：精液及び受精卵：移動制限区域内で採取されたもの（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く）
- ※3：敷料、飼料及び家畜飼養器具：（農場以外からの移動を除く）

搬出制限区域 (半径20km)

➤ 制限区域から対象物を出すことはできない
(対象物の搬出制限区域内の移動は可能)



→X→ 移動禁止
→ 移動可能

2 制限区域内の家畜の所有者等への周知

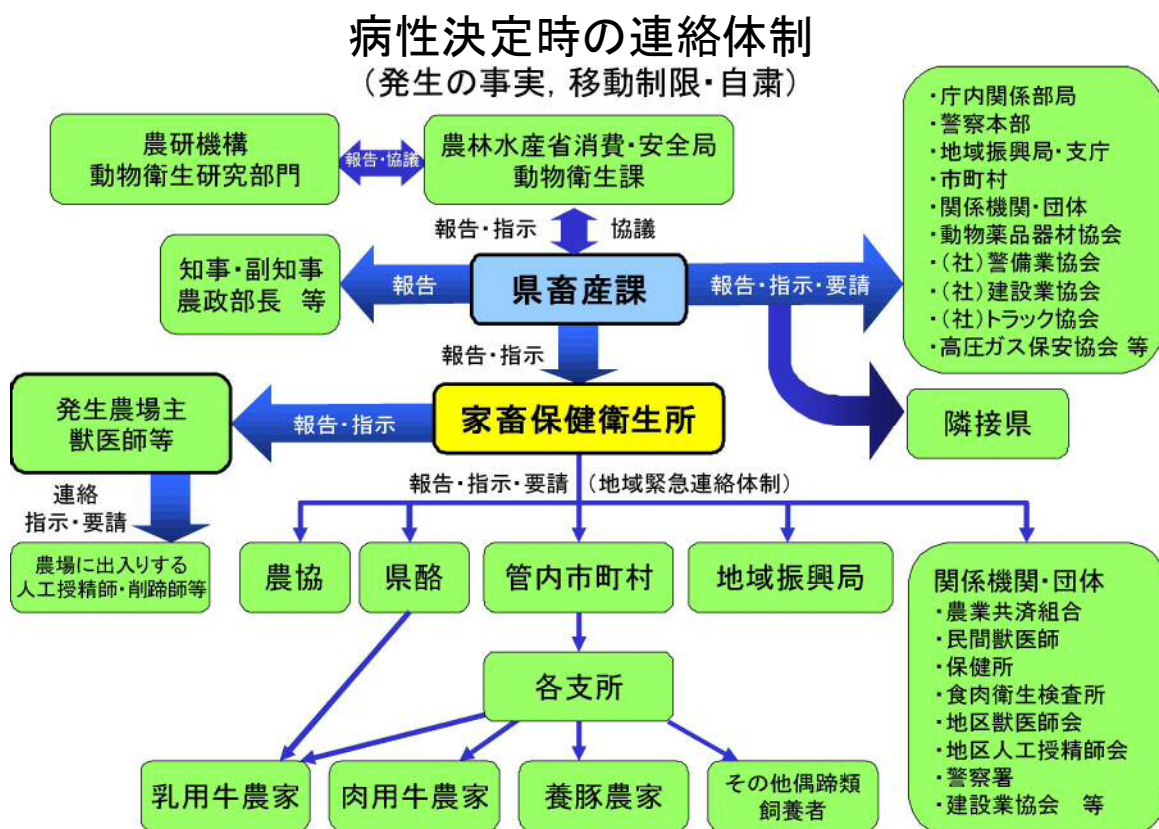
(1) 家畜の所有者，その他の偶蹄類飼養者への連絡

県は，制限区域の設定を行った場合には，速やかに，当該区域内の家畜の所有者に対し，その旨及び発生農場の所在地について，電話，ファクシミリ，電子メール等により連絡するとともに，その後の検査スケジュール等について説明する。

移動制限及び搬出制限区域内の農場等に対しては，より迅速に情報を提供することが本病のまん延防止を図る上できわめて重要である。

各関係機関及び団体は事前に緊急連絡網を作成し，病性決定時には連携の上，速やかに制限区域内の全ての偶蹄類飼養農場へ次のことを周知する。

- ア 発生の概要
 - イ 制限区域内の農場であること
 - ウ 今後の検査スケジュール等の防疫措置
 - エ 制限内容
 - オ 毎日の健康観察の徹底と，鹿，いのしし等の野生動物侵入防止等の飼養衛生管理の徹底
 - カ 農場の出入口に踏込消毒槽の設置確認
 - キ 農場内に入る車両及び機材等の入退場時の消毒の徹底
- この他に指導すべき事項については，次の留意事項（p92）に記載する。



【留意事項】移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

1 家畜の所有者

- (1) 畜舎等への関係者以外の者の出入りを自粛させるとともに、関係者であっても入出場の回数を最小限にさせる。
- (2) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底する。
- (3) 口蹄疫ウイルスに対する効果が高い消毒薬を使用することとし、具体的には、次により消毒を行う。

ア 畜舎の出入口、畜舎周辺及び衛生管理区域外縁部については、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、クエン酸等を用いて消毒する。

イ 畜舎内については、炭酸ソーダ、消石灰、クエン酸等を用いて消毒する。

- (4) パドック（運動場）の利用を控えること、農場周辺に囲障を設置すること、放牧家畜の囲い込みを行うこと等により、家畜と鹿、いのしし等の野生動物との接触を防止する。

2 獣医師、人工授精師、削蹄師等の畜産関係者

- (1) 感染リスクの低い経路を選択する。
- (2) 携行する器具及び薬品は最小限とする。
- (3) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底する。
- (4) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用する。
- (5) 車両の農場の衛生管理区域内への乗入れを自粛する。
- (6) 移動経路を記録、保管する。

3 飼料・生乳等の輸送業者

- (1) 感染リスクの低い配送経路を選択する。
- (2) 複数の農場を連続して配送又は集乳を行わない（第11の2の（1）の発生状況確認検査により陰性が確認された農場を除く。）。
- (3) 配送又は集乳の度ごとに車両の消毒を徹底する。
- (4) 消毒薬で濡らした布により生乳タンク排気口を被覆する。
- (5) 配送経路を記録、保管する。

4 死亡畜回収業者

- (1) 感染リスクの低い経路を選択する。
- (2) 車両の消毒を徹底する。
- (3) 原則として、農場出入口で受渡しを行う。
- (4) 配送経路を記録、保管する。

5 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両の消毒を徹底する。

3 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかになったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径5kmまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から10km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

4 制限区域の解除

制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条の規定に基づくと殺、法第21条の規定に基づく死体の処理及び、法第23条の規定に基づく汚染物品の処理及び法第25条の規定に基づく畜舎等農場の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。

(2) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

5 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 生きた家畜

(2) 発生農場及び発生農場から半径1km以内の区域にある農場（ただし、発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

(3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(4) 家畜の死体

(5) 排せつ物等

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

6 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動 (p95～96)

ア 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、排せつ物等、敷料又は飼料について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動することができる（参考資料p30～33）。

イ 移動時には、次の措置を講ずる。

(ア) 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。

(イ) 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

(ウ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

(エ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

(オ) 複数の農場を連続して配送しないようにする。

(カ) 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

(キ) 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

(ク) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(ケ) 移動経過を記録し、保管する。

ウ 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

(ア) 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

(イ) 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

(ウ) 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入り口から原料投入場所までの経路を消毒する。

(2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動 (p95～96)

制限区域外の農場の家畜の死体について、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる（参考資料p34～37）。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、

(1) のウの (ア) から (ウ) までの措置を講ずる。

(3) 制限区域外の家畜等の通過 (p96)

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる（参考資料p38～39）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に

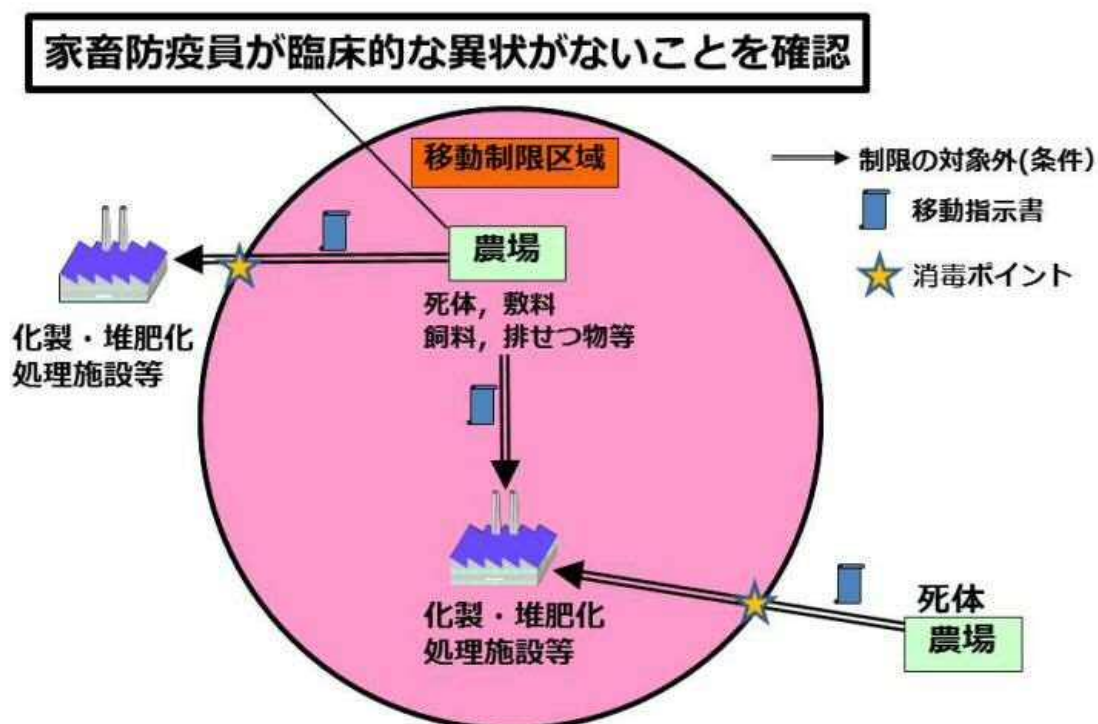
消毒する。

(4) その他

(1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径 5 km以内の区域を除く。）への家畜等の移入に関する制限の対象外を設けることができる（参考資料p40～41）。

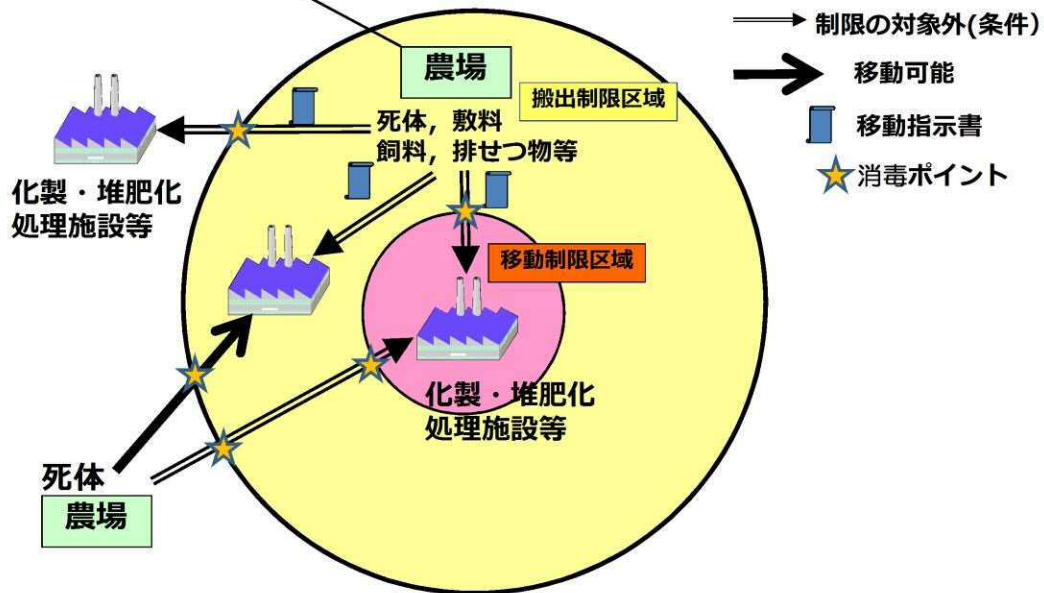
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

「移動制限区域」における 制限の対象外：死体・敷料・飼料・排せつ物等

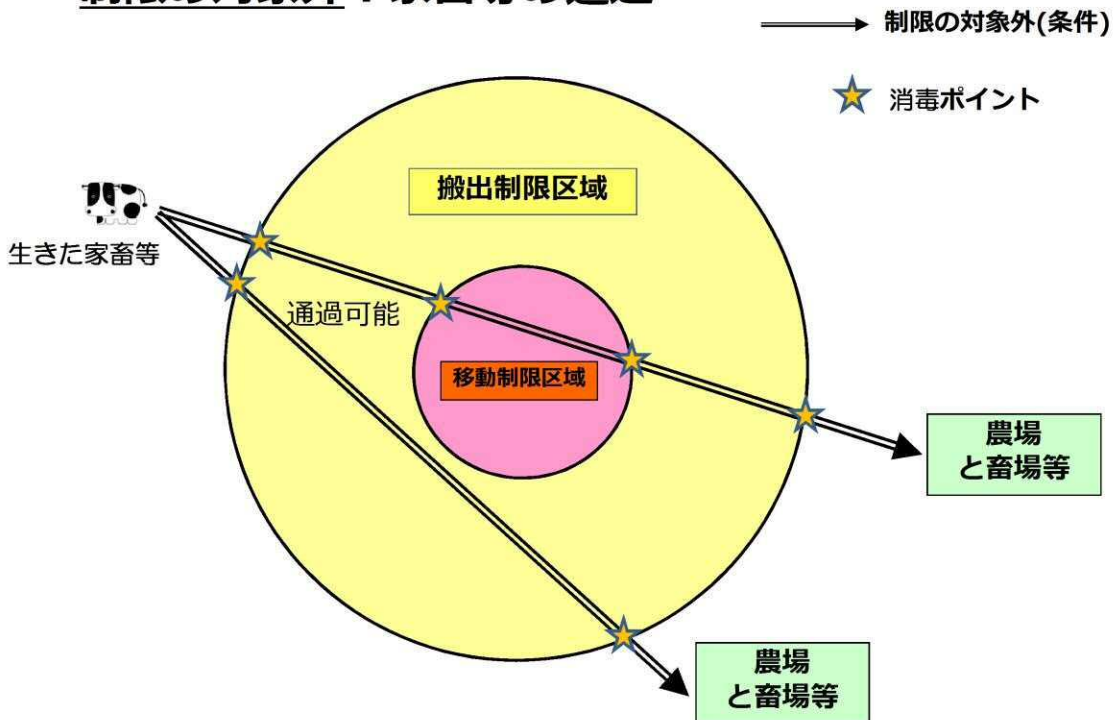


**「搬出制限区域」における
制限の対象外：死体・敷料・飼料・排せつ物等**

家畜防疫員が臨床的な異状がないことを確認



**「制限区域」における
制限の対象外：家畜等の通過**



第9 家畜集合施設等の制限（法第33条，第34条）

1 移動制限区域内の制限

県畜産課は，動物衛生課と協議の上，移動制限区域内における感染を拡大させるおそれのある事業の実施，催物の開催等を停止する。制限の対象となる事業，業務の内容は次のとおり。

- (1) と畜場（食肉加工場を除く。）
- (2) 家畜市場，家畜共進会等の家畜を集合させる催物
- (3) 放牧

【留意事項】移動制限区域内及び搬出制限区域内の制限の対象となる業務

- (1) と畜場
新たな家畜の受入業務（判明時に既に受け入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能。）
- (2) 家畜市場，家畜共進会等
新たな家畜の受入業務（判明時に既に受け入れている家畜については，原則として，会場内で飼養する。）
- (3) 放牧
新たな放牧の実施（放牧中の家畜については，当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。）

2 搬出制限区域内の制限

県畜産課は，動物衛生課と協議の上，搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。

- (1) 家畜市場，家畜共進会等の家畜を集合させる催物
- (2) 放牧

3 制限の対象外

原則として，制限区域の設定後21日間は，制限の対象外を設けないこととするが，当該21日間経過後，発生状況，移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して，動物衛生課と協議の上，移動制限区域内（発生農場から半径5 km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし，と畜する家畜は，農場からと畜場に直行する家畜のみとする。この場合，移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

各制限区域における規制内容

	移動制限区域(A)			搬出制限区域(B)		
	措置内容	対象	制限の対象外等条件	措置内容	対象	制限の対象外等条件
家畜(牛,水牛,鹿,めん羊,山羊,豚及びびいのし)	移動禁止	A内の全ての農場	第8の6の(4)により21日間経過後, A外からの移入に関する制限の対象外を設けることができる(発生農場から半径5km以内の区域を除く。)	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場	
生乳	移動禁止	発生農場及び発生農場から半径1km以内の区域にある農場	発生状況確認検査より, 陰性が確認された農場を除く。	規制なし		
精液・受精卵	移動禁止	A内で採取されたもの(病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され, 区分管理されていたものを除く。)		規制なし		
家畜の死体	移動禁止	A内の全ての農場	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。
排せつ物等	移動禁止	A内の全ての農場	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。
敷料・飼料	移動禁止	A内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。
家畜飼養器具	移動禁止	A内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)		B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)	
と畜場	閉鎖	A内の全てのと畜場(食肉加工場を除く。)(判明時に既に受け入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能。)	第9の3により21日間経過後, と畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる(発生農場から半径5km以内の区域を除く。)	規制なし		
家畜市場	停止	A内の全ての市場(判明時に既に受け入れている家畜については, 原則として会場内で飼養する。)		停止	B内の全ての市場(判明時に既に受け入れている家畜については, 原則として会場内で飼養する。)	
共進会等(家畜を集合させる催物)	停止	A内で開催される予定の全ての催物(判明時に既に受け入れている家畜については, 原則として会場内で飼養する。)		停止	B内で開催される予定のすべての催物(判明時に既に受け入れている家畜については, 原則として会場内で飼養する。)	
放牧	中止	A内の全ての農場(放牧中の家畜については, 当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。)		中止	B内の全ての農場(放牧中の家畜については, 当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。)	

* 第8の6の(2)により制限区域外の家畜の死体を制限区域内の処理施設に移動させることができる。
 第8の6の(3)により制限区域外の家畜等について制限区域を通過させる事ができる。

第10 消毒ポイントの設置（法第28条の2等）

1 消毒ポイントの概要

移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防ぐために、主要幹線道路等に効果的に消毒ポイントを設け、畜産関係車両を主体に消毒を実施する。また、畜産関係車両や防疫作業車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

消毒ポイントの設置場所については、家畜保健衛生所、地域振興局・支庁、市町村及び警察が協議し選定することとする。

消毒を実施する際は、交通渋滞、事故等の発生防止に努める。また、消毒の実施に協力しない車両が見られた場合は、警察と連携し対応する。

（1）県対策本部の対応

- ア 制限区域・消毒ポイントの設置場所の決定
- イ 雇用人員の確保
- ウ 消毒ポイントに係る周知

（2）家畜保健衛生所の対応

- ア 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- イ 消毒ポイントで使用する消毒薬に係る使用上の注意点等の指導・助言
- ウ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保に係る協力
- エ 選定した消毒ポイント候補地の県畜産課への報告（非発生時）

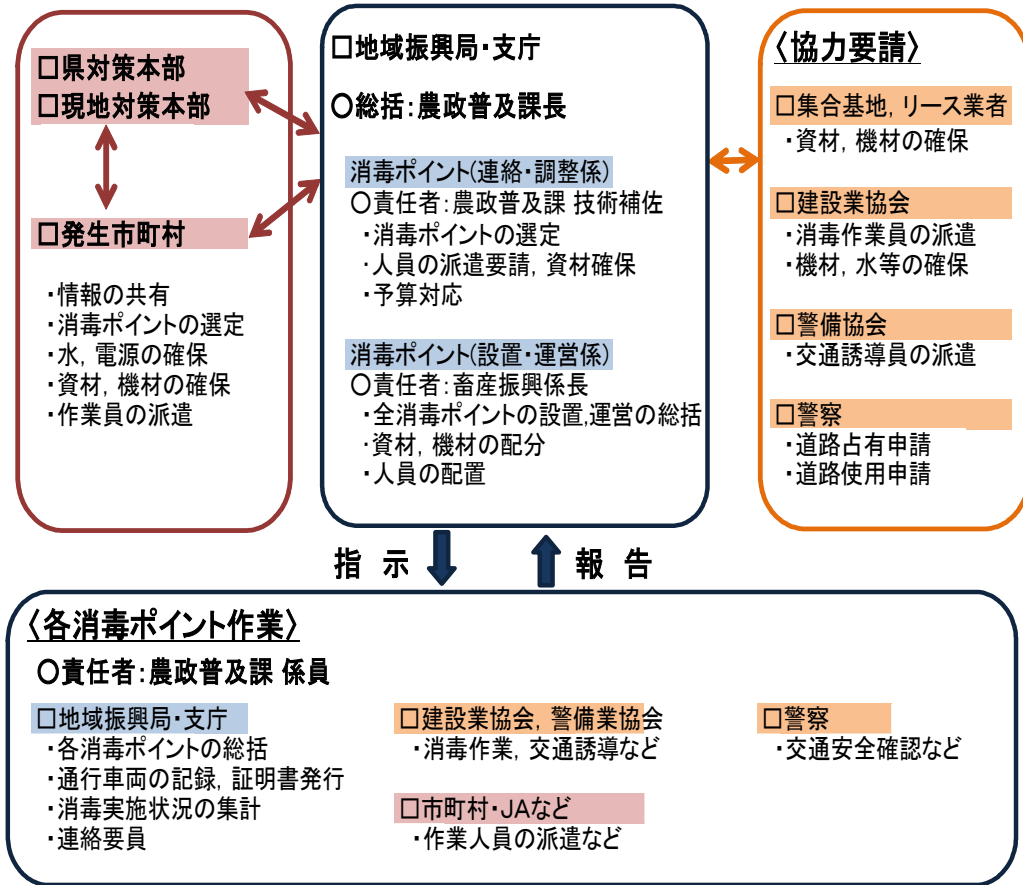
（3）地域振興局・支庁の対応

- ア 消毒ポイントの管理・運営
- イ 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- ウ 消毒ポイントにおける作業と人員の派遣
- エ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保
- オ 通行制限及び消毒ポイント設置に係る道路使用の調整
- カ 道路占有許可申請及び道路使用許可申請の手続
- キ 通行車両の記録，証明書の発行
- ク 車両消毒実施状況の集計
- ケ 消毒ポイント候補地の調査，設置予定地の選定（非発生時）

（4）市町村等の対応

- ア 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- イ 消毒ポイントにおける作業と人員の派遣に係る協力
- ウ 消毒ポイントで使用する水源及び電力確保に係る協力

消毒ポイント運営体制 例



消毒ポイント設置手順

優先度	作業	詳細
1番目	資材発注	消毒ポイント必要物品表(参考資料 p123)に基づき手配 ※記載されていないものについても必要に応じて準備する。
	警備員手配	(一社)鹿児島県警備業協会との協定締結あり。 交通誘導員を1か所当たり2名程度配置
	消毒作業員手配	(一社)鹿児島県建設業協会と協定締結あり。 建設業協会に登録する建設土木会社より派遣
	・道路占有許可申請 ・道路使用許可申請 に関わる手続き	所管する警察署と協議し、消毒場所の交通上の安全性や徐行看板の位置等を 確認してもらい、許可申請を提出する。 所定の様式、配置図の提出も必要 消毒ポイントが決定した時点で警察署に連絡(畜産振興係) ※警察官の配置依頼(県畜産課から県警察本部に依頼)
2番目	消毒マット敷設手配	消毒マット等を道路に直接紙で打ち込み、消毒薬をまいて車両のタイヤ消毒を行う。 徐行させるために、マット手前にピタリング(簡易式体感マット)を複数置くこと。
3番目	消毒用の水確保	1か所2t 貯留程度のタンクを準備し、定期的に補給する(建設業協会依頼)。 市町村と十分連携をとること。
管理運営		
1 燃料の補給(ガソリンスタンド依頼)		
2 簡易トイレの汲取り依頼		

県畜産課より
協力依頼

病
性
判
定

疑似患者決定

消毒作業開始

2 消毒ポイントの選定

発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き，消毒ポイントの設置場所を選定する。

(1) 消毒ポイントの選定

消毒ポイントは原則次の場所に設置する。

- ア 発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1 kmの範囲内）の主要な幹線道路
- イ 移動制限区域の境界その周辺の主要な幹線道路
- ウ 搬出制限区域の境界その周辺の主要な幹線道路
- エ 移動及び搬出制限区域内の高速道路のインターチェンジ付近

設置場所の検討に当たっては，警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに，周辺の住環境，農業への影響等も十分に勘案するものとする。

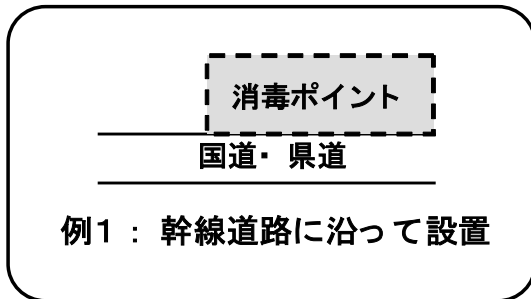
なお，移動制限区域の拡大，縮小等に合わせ，その都度設置場所を見直す。

※ 高速道路のインターチェンジは高速道路株式会社（NEXCO）の管理となるため，高速道路を管轄する警察（高速道路交通警察隊）やNEXCOに協力要請を行い，必要に応じて，道路使用許可申請等，必要な書類を提出する。

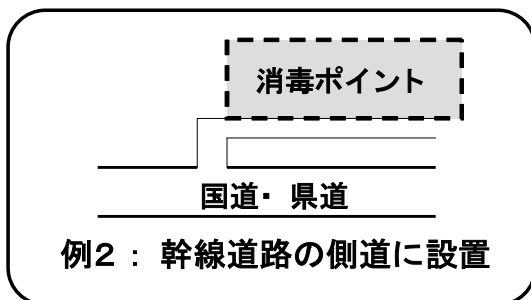
(2) 消毒ポイントの設置条件

- ア 大型車両の引き込み及び停止が可能であり，機材などを設置するスペースを有する場所であること。
- イ 車両の出入りに，視界が確保できること。
- ウ 交通渋滞を引き起こさない場所であること。
- エ 周辺の環境（騒音・水質汚濁等）に十分配慮すること。

消毒ポイントの設置事例



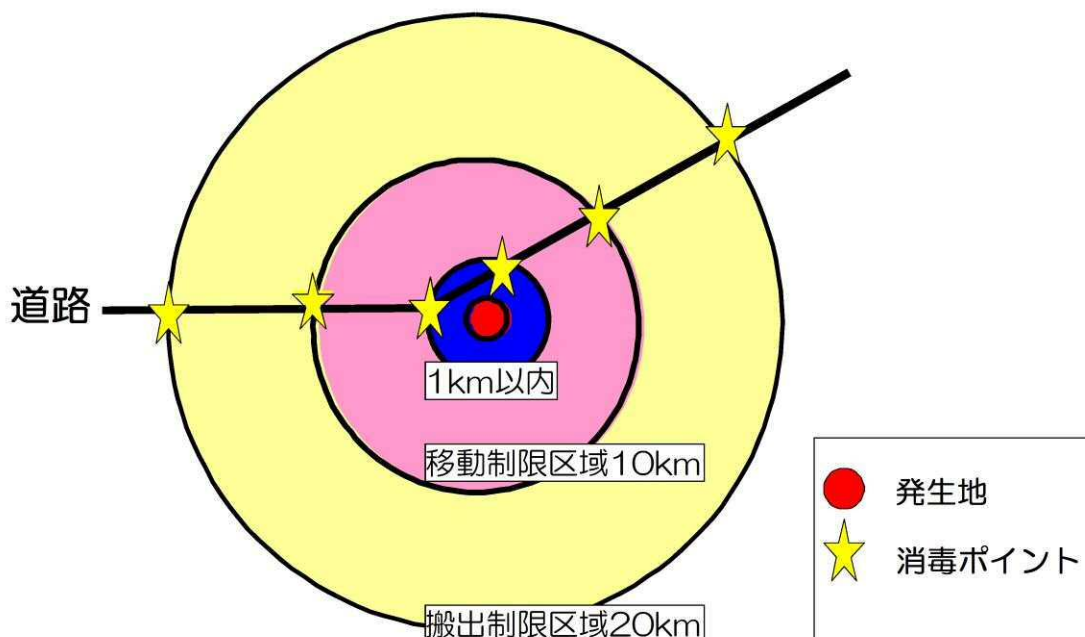
看板や係員の誘導に従って下さい



消毒ポイントの概要

発生農場周辺(1km以内)、制限区域の境界等に消毒ポイントを設置

※ 道路網の状況、車両の通行量、山・河川等による地域の区分を考慮すること



消毒ポイントの設置(想定事例)



制限区域境界の幹線道路に消毒ポイントを設置

3 消毒ポイントの設置, 運営

地域振興局は、疑い事例について病性鑑定材料送付の報告を受けた後、速やかに消毒ポイント運営のための手続きや準備を行う。

(1) 道路の使用について

地域振興局は管轄警察署及び道路管理者に、道路占有許可申請又は、道路使用許可申請等の必要な書類（参考資料p42～43）を提出する。また、警察官等に設置現場を確認してもらい、各種看板の設置や交通誘導員の配置等について指導を受ける。

(2) 資材の搬入

地域振興局の担当者は、消毒ポイント必要物品表（参考資料p123）を参考に、集合基地や各種施設から、備蓄されている機材・資材や消毒に用いる水等の搬入を行う。また、運営に必要な機材のレンタル契約や資材の購入を行い、速やかに消毒ポイントに配置されるよう手配する。

コンテナハウスや簡易トイレの搬入・設置する際は、各消毒ポイント総括係が現地で立ち会い指示を行う。

(3) 人員の配置

地域振興局の担当者は、各消毒ポイントの運営に必要な人員を配置するとともに、車両の誘導や消毒作業を行う業者を手配する。なお、業者が到着するまでの期間は、車両の誘導及び消毒作業を振興局や市町村が協力し実施する。

消毒ポイントにおける防疫作業の初動時は、必要最低限の人員と資材で、速やかに消毒を開始する。運営開始より72時間頃までに、業者の動員や消毒ゲートの搬入等を行い、通常運営に移行する。

4 消毒ポイントの作業

消毒ポイントは、病性決定後速やかに稼働できるように準備し、発生日より制限区域が解除されるまで24時間3交代体制（8時間交替）で作業を実施する。（参考資料p124）

(1) 人員配置 計 8名（8時間交代）

記録・総括	2名（県職員等：2名）
└─ 車両誘導係	2名（業者：2名）
└─ 車両消毒係	4名（業者：4名）

※ 通行車両の監視について県警等に相談

(2) 各係作業内容

ア 記録・総括係 : 通行車両の記録，証明書の発行，資材等の調達

イ 車両誘導係 : 消毒ポイントへの車両の誘導

ウ 車両消毒係 : 車両の消毒

※ 誘導・消毒作業は，業者が派遣されるまで県及び市町村職員等で実施

(3) 対象

ア 畜産関係車両

車両の消毒は、比較的車体を腐食しにくい4%炭酸ソーダ，0.2%クエン酸等を用いる。また、車体に付着した泥等を極力除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。運転手の手指の消毒には、人体への影響を考慮し、0.2%クエン酸等を用いる。

イ 一般車両

最低限、車両用踏込消毒槽や消毒マット用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換する。

(4) 作業手順

- ア 車両等を消毒ポイント（消毒マットを含む。）まで安全に留意して誘導
- イ 記録係は車両ナンバー等を確認し、「車両消毒記録表」（参考資料p44）に記録
- ウ 車両消毒の実施
- エ 消毒終了後「車両消毒済証明書」（参考資料p45）を発行
- オ 記録係は、1日の車両消毒台数を取りまとめ、地域振興局・支庁に報告
- カ 報告を受けた地域振興局・支庁は、各消毒ポイント分を取りまとめ県畜産課に報告
- キ 車両消毒マットが配備されている場合は、随時消毒薬を補充
- ク 記録・総括係は、必要に応じて防疫資材の補充や、施設の補修等を実施

※ 公共施設等における消毒

県は、口蹄疫の発生の状況及び発生のリスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等の多数の者が集合する施設等について、消毒設備を自主的に設置するよう、指導する。

※ 自主消毒ポイント

市町村等が、制限区域に係る消毒ポイント以外に、本病のまん延及び侵入防止の観点から必要と判断した場合は、関係機関と協議の上、自主的な消毒ポイントを設置することができる。



消毒ポイントでの消毒



車両用消毒マットでの消毒

畜産関係車両の例

飼料運搬車両



家畜運搬車



集乳車



消毒ポイントの詳細

消毒ポイント人員：1か所に常時8名を配置

- ・記録 総括（県職員等） 2名
- ・車両誘導係（業者） 2名
- ・車両消毒係（業者） 4名

※ 24時間体制（8時間交代）

※ 状況に応じて協議の上、警察官を配置

畜産関係車両の消毒部位

- ・車両のタイヤ回りや下回り
- ・車体（液体を噴霧しても支障のない部分）
- ・荷台，運転席，運転手の手指，靴底



第11 ウイルスの浸潤状況の確認

1 ウイルスの浸潤状況の確認

(1) 疫学調査（参考資料p125）

ア 調査の実施方法

県は、第3の4の農場立入による疫学情報の収集，農場等における人，車両等の出入りの状況の確認等により，ウイルスに汚染されたおそれのある家畜（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

イ 疫学関連家畜（参考資料p46～47）

アの調査の結果，次の（ア）から（エ）までに該当する家畜であることが明らかとなったものは，動物衛生課と協議の上，疫学関連家畜と判断し，臨床検査を行う（疫学調査又は発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り，異状がないことが確認されている場合を除く。）とともに，患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行うための血液を採材し，動物衛生研究部門に送付する。

（ア）病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家畜

（イ）病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（移動制限区域内又は疫学関連農場において特有の症状が明確な家畜及び同居家畜に限る。）と接触した家畜

（ウ）病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜又は疑似患畜（第4の2の（2）のイに掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜

（エ）第4の2の（2）のエからカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

なお，病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人，物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には，家畜防疫員が当該人，物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し，動物衛生課と協議の上，当該農場に飼養されている家畜について，疫学関連家畜とする。

ウ 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置（参考資料p48～50）

疫学関連家畜を飼養する農場においては，イで疫学関連家畜と判断されてから患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで，法第32条の規定に基づき，次に掲げるものの移動を制限する。

また，当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

（ア）生きた家畜

（イ）生乳（臨床検査で異状が確認されず，遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）

- (ウ) 採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (エ) 家畜の死体
- (オ) 排せつ物等
- (カ) 敷料，飼料及び家畜飼養器具

【留意事項】疫学調査に関する事項

- (1) 県は，家畜，人，物及び車両の出入り，農場従業員の行動歴，農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。），その他口蹄疫ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。
- (2) このため，県は，畜産関連業者その他の関係者に対し，疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう，日ごろから，複数の農場等に出入りする人，車両及び物品に関する情報を整理するよう指導する。
- (3) 県は，調査対象が他の都道府県にある場合には，動物衛生課に連絡の上，当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は，本県と同様に，調査を行う。
- (4) 農場等への立入検査及び報告徴求は，法第51条第1項及び第52条第1項の規定に基づき，実施する。

【留意事項】疫学関連家畜の検査における採材頭数

第11の1の(1)のイの疫学関連家畜について，患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に行う血清抗体検査に係る採材頭数は，95%の信頼度で10%の感染を摘発することが可能な数として，以下のとおりとする。

飼養頭数	採材頭数
1 ～ 15頭	全頭
16 ～ 20頭	16頭
21 ～ 40頭	21頭
41 ～ 100頭	25頭
101頭以上	30頭

※ 畜舎が複数ある場合は，全ての畜舎から採材すること。

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査（参考資料p11, 51～54）

県は、本病の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

ア 電話調査

県は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

イ 立入検査

(ア) 県は、動物衛生課と協議の上、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1km以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及びアの電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）にあっては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満4か月以上満24か月未満（肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

(イ) 県は、(ア)の検査に引き続き、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及びアの電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を行う。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に行う。

(2) 清浄性確認検査（参考資料p51～52, 126）

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を行うための検体（血液）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

(3) 検査における対応等

ア 県対策本部の対応

(ア) 対象農場の決定

(イ) 対象農場を管轄する家畜保健衛生所が複数に及ぶ場合は該当する家畜保健衛生所への連絡

(ウ) 他家畜保健衛生所，食肉衛生検査所，大学及び農水省等へ獣医師の動員要請

(エ) 動物衛生課への農場リストの送付

イ 現地対策本部の対応

(ア) 検査対象農場のリストアップ

(イ) 対象農場・関係機関への連絡

(ウ) 検査に係る検査基地（体育館等）の確保

(エ) 市町村・関係機関等に対し，案内員の動員及び車両提供を要請

(オ) 発生規模に応じて，県対策本部と連携をとり，獣医師の動員を要請

ウ 市町村，団体等の対応

(ア) 検査のための行程案の作成に係る助言

(イ) 案内可能人員の確保

(ウ) 車両の確保

(エ) 検査に係る検査基地（体育館等）の検討及び提供

(オ) 検査基地における車両消毒の協力

エ 検査基地の対応

(ア) 班編制，行程案の作成及び調整

(イ) 検査に必要な資材の確保

(ウ) 班ごとの資材の準備

(エ) 採血後の動物衛生研究部門への検体送付

(オ) 採材リストの作成と県畜産課への送付

オ 必要資材

(ア) 防疫資材

作業着，長靴，防疫服，ブーツカバー，ディスポキャップ，ディスポ手袋，ディスポマスク

(イ) 記録資材

発生状況・清浄性確認臨床検査台帳（参考資料p51～52），疫学調査票（参考資料p11），紙挟み，筆記用具

(ウ) 消毒資材

バケツ，消毒薬（塩素系消毒薬，炭酸ソーダ等），携帯用噴霧器

(エ) 検査資材

真空採血管，ホルダー，採血針，アルコール綿，マジックペン，針入れ，ゴミ入れ，ビニール袋，資材用カゴ等

【留意事項】 発生状況確認検査及び清浄性確認検査における採材頭数

発生状況確認検査及び清浄性確認検査に係る採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することが可能な数として、以下のとおりとする。

飼養頭数	採材頭数
1 ～ 15頭	全頭
16 ～ 20頭	16頭
21 ～ 40頭	21頭
41 ～ 100頭	25頭
101頭以上	30頭

※ 畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、疫学関連家畜及び清浄性確認検査により都道府県から検体の送付があった場合には血清抗体検査を行い、発生状況確認検査により都道府県から検体の送付があった場合には遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

4 疫学関連家畜又は移動制限区域内の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

- (1) 農林水産省は、疫学関連家畜又は移動制限区域内及びこれらの後に行う動物衛生研究部門の検査の結果に基づき、病性の判定を行う。
- (2) 農林水産省は、疫学関連家畜又は移動制限区域内及びこれらの後に行う動物衛生研究部門の検査の結果並びに病性の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

5 検査員の遵守事項

1の疫学調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1の疫学調査及び2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (5) 立ち入った農場の家畜について1又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜又は疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第12 予防的殺処分（法第17条の2）、ワクチン

1 予防的殺処分の実施の判断

- (1) 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場における殺処分及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定する。
- ア 届出の遅さ（病変の状態、発症畜数等）
 - イ 感染の拡がり（疫学関連家畜飼養農場数、豚への感染の有無）
 - ウ 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山・川等の有無等の地理的状況）
 - エ 埋却を含めた防疫措置の進捗状況
- (2) 予防的殺処分の実施を決定する場合には、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定する。

2 予防的殺処分の実施手順等

- (1) 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。
- ア 実施時期
 - イ 実施地域
 - ウ 対象家畜
 - エ ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無（実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、対象家畜等）
 - オ その他必要な事項
- (2) 県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を譲与し、又は貸し付ける（「受領書」（別記様式7）「口蹄疫予防液使用報告書」（別記様式8）参考資料p55～56）。
- (3) この場合、農林水産省は、予防的殺処分が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。
- (4) 予防的殺処分は、第6に規定する発生農場等における防疫措置における殺処分（と殺）に準じて行う。また、第6の11に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象家畜の評価を行う。この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とし、家畜が予防的殺処分の対象家畜であることは考慮しないものとする。

3 ワクチン

無計画，無秩序なワクチンの使用は，清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがあるため，使用については慎重に判断する。動物衛生課が，備蓄ワクチンの有効性を判定した上で，有効性が考えられた場合には，1，2の定めるところにより使用する。

第13 消毒

1 法第9条又は30条による消毒及びネズミ駆除

県は、口蹄疫の発生予防及びまん延防止の観点から、発生農場以外の偶蹄類飼養施設での、消毒及びネズミ駆除の実施を命ずることがある(参考資料p127～131)。

(1) 県対策本部の対応

- ア 消毒及びネズミ駆除実施に係る周知(告示等)
- イ 消毒薬・殺そ剤の確保と対象施設の決定
- ウ 輸送業者への連絡調整
- エ 消毒薬・殺そ剤関係書類事務

(2) 家畜保健衛生所等の対応

- ア 対象施設への配布方法の調整
- イ 市町村等への連絡及び協力依頼
- ウ 消毒薬・殺そ剤受領書の確認及びとりまとめ

(3) 市町村等の対応

- ア 対象施設の消毒薬配布への協力
- イ 消毒薬・殺そ剤配布時の受領書のとりまとめへの協力

(参考)

県は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき以下を公示する。

(1) 実施の目的

県内における緊急的な口蹄疫の発生の予防

(2) 実施する区域

県下全域 ※偶蹄類を飼養する施設

(3) 実施の期日

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

(4) 消毒方法

消石灰等の消毒薬の飼養施設内(畜舎周囲及び施設外縁部) 散布

農場入口等における消石灰散布の例



第14 家畜の再導入

1 導入前の検査

県は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の1月前以内に、当該農場に立入検査を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導徹底する。

2 導入後の検査

県は、家畜の再導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

【留意事項】家畜の再導入に関する事項

- (1) 再導入予定農場の立入検査は、原則として家畜防疫員が行う。ただし、これにより難しいときは、その他の県職員又は県が適当と認めた民間獣医師、市町村職員等も行うことができる。
- (2) 確認する内容は、次のとおりとする。
 - ア 農場内の消毒を、殺処分終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
 - イ 農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。
- (3) 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から1週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう指導する。
- (4) 家畜の再導入に当たっては、県は、万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

第15 発生の原因究明

県は、県内で本病が発生した場合、感染の原因、感染経路の究明を目的として、有識者等による鹿児島県疫学検討チームを編成し防疫対策の一助とする。原則として発生事例については、全ての事例を対象として、患畜又は疑似患畜を確認後、可能な限り早期に発生農場及びその周辺において疫学調査に資する現地調査を実施する（参考資料p132）。

【留意事項】野生動物における感染確認検査に関する事項

- (1) 県畜産課は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内において、野生の偶蹄類動物の死体及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生の偶蹄類動物について、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。
- (2) (1) の検査により、陽性が確認された場合には、次の措置を速やかに実施する。
 - ア 防疫指針第6の2に準じた、当該野生動物の死体の処理
 - イ 当該野生動物を確保した地点の消毒及び通行の制限又は遮断
 - ウ 当該地点から半径10km圏内の家畜の飼養者に対する注意喚起及び家畜の異状の有無の確認
- (3) (2) のア及びイの措置は、家畜での感染が確認される前に、野生の偶蹄類動物について陽性が確認された場合も同様に実施するものとする。

第16 終息

1 終息

県対策本部は、移動制限の解除とともに、終息したものとみなす。